

介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

令和3年4月改定

○基本利用料（保険給付の1割負担分および自己負担分／1日あたり）

<1割負担>在宅強化型		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険施設 サービス費	多床室	874円	951円	1,018円	1,077円	1,134円	
	個室	790円	866円	930円	989円	1,049円	
食費	第1段階	300円					
	第2段階	390円					
	第3段階	650円					
	第4段階	1,900円					
居住費	第1段階	多床室	0円				
		個室	490円				
	第2段階	多床室	370円				
		個室	490円				
	第3段階	多床室	370円				
		個室	1,310円				
	第4段階	多床室	750円				
		個室	1,700円				
計	第1段階	多床室	1,174円	1,251円	1,318円	1,377円	1,434円
		個室	1,580円	1,656円	1,720円	1,779円	1,839円
	第2段階	多床室	1,634円	1,711円	1,778円	1,837円	1,894円
		個室	1,670円	1,746円	1,810円	1,869円	1,929円
	第3段階	多床室	1,894円	1,971円	2,038円	2,097円	2,154円
		個室	2,750円	2,826円	2,890円	2,949円	3,009円
	第4段階	多床室	3,524円	3,601円	3,668円	3,727円	3,784円
		個室	4,390円	4,466円	4,530円	4,589円	4,649円

○基本利用料（保険給付の2割負担分および自己負担分／1日あたり）

<2割負担>在宅強化型		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設 サービス費	多床室	1,748円	1,902円	2,036円	2,153円	2,268円
	個室	1,580円	1,731円	1,860円	1,977円	2,097円
食費		1,900円				
居住費	多床室	750円				
	個室	1,700円				
計	多床室	4,398円	4,552円	4,686円	4,803円	4,918円
	個室	5,180円	5,331円	5,460円	5,577円	5,697円

○基本利用料（保険給付の3割負担分および自己負担分／1日あたり）

<3割負担>在宅強化型		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設 サービス費	多床室	2,621円	2,853円	3,054円	3,229円	3,402円
	個室	2,370円	2,596円	2,790円	2,966円	3,145円
食費		1,900円				
居住費	多床室	750円				
	個室	1,700円				
計	多床室	5,271円	5,503円	5,704円	5,879円	6,052円
	個室	5,970円	6,196円	6,390円	6,566円	6,745円

*上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じます。

○加算利用料（保険給付の自己負担分）

費 用	1割負担	2割負担	3割負担	加算	内容の説明
初 期 加 算	32円	63円	94円	1日 あたり	最初の入所日から30日間のみ加算されます。
夜 勤 職 員 配 置 加 算	25円	50円	75円	1日 あたり	夜勤職員をご利用者20名に対し1名以上配置している場合に加算されます。
安 全 対 策 体 制 加 算	21円	42円	63円	入所中 1回	施設内に安全対策部門を設置し、外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
自 立 支 援 推 進 体 制 加 算	314円	627円	941円	1月 あたり	医師がご利用者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を行い他職種で自立支援に係る支援計画を作成し、定期的に見直してケアを実施する。また医学的評価の結果等を厚労省に提出し自立支援促進のため必要な情報を活用している場合に加算されます。
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算（Ⅰ）	42円	84円	126円	1月 あたり	入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出しており、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって必要な情報を活用している場合に加算されます。
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算（Ⅱ）	63円	126円	189円	1月 あたり	科学的介護推進体制加算Ⅰに加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚労省に提出している場合に加算されます。
褥 瘡 マ ネ ジ メ ン ト 加 算 （ 経 過 措 置 ）	11円	21円	32円	1月 あたり	ご利用者の褥瘡を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的に評価し、計画的に管理している場合に加算されます。
褥 瘡 マ ネ ジ メ ン ト 加 算 （ Ⅰ ）	4円	7円	10円	1月 あたり	ご利用者の褥瘡の発生リスクを定期的に評価し、その結果を厚労省に提出しその情報を活用している。また、褥瘡を予防するため他職種で計画を作成し、定期的に見直しを行い実施している場合に加算されます。
褥 瘡 マ ネ ジ メ ン ト 加 算 （ Ⅱ ）	14円	27円	41円	1月 あたり	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たしており、入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について褥瘡の発生がない場合に加算されます。
短 期 集 中 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 実 施 加 算	251円	502円	753円	1日 あたり	多職種でリハビリテーション実施計画書を作成し、短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月以内の期間に加算されます。（週3日以上）
認 知 症 短 期 集 中 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 実 施 加 算	251円	502円	753円	1日 あたり	認知症であると医師が判断した軽度認知症のご利用者の在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に、短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月以内の期間に加算されます。（週3日限度）
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン マ ネ ジ メ ン ト 計 画 書 情 報 加 算	35円	69円	104円	1月 あたり	他職種が共同し、リハビリ実施計画をご利用者等に説明し継続的にリハビリの質を管理しており、その計画の内容等を厚労省に提出し、リハビリの提供にあたり必要な情報を活用している場合に加算されます。
外 泊 時 費 用	379円	757円	1,135円	1日 あたり	外泊時に基本利用料に代えて加算されます。
外 泊 時 費 用 （在宅サービス利用時）	836円	1,672円	2,508円	1日 あたり	外泊時に介護老人保健施設より提供される在宅サービスを利用された際に、月に6日を限度として所定単位数に代えて加算されます。

排せつ支援加算 (I)	11円	21円	32円	1月 あたり	排泄に介護が必要なご利用者に対し、要介護状態の軽減の見込みについて評価した結果を厚労省に提出し、その情報を活用している。また、多職種が協働して支援計画を作成し、定期的に見直しを行い、その計画に基づき支援した場合に加算されます。
排せつ支援加算 (II)	16円	32円	47円	1月 あたり	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる者について入所時と比較して排尿・排便のどちらかが改善するとともにどちらも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合加算されます。
排せつ支援加算 (III)	21円	42円	63円	1月 あたり	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる者について入所時と比較して排尿・排便のどちらかが改善するとともにどちらも悪化がなく、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合加算されます。
入所前後訪問 指導加算 (I)	471円	941円	1,411円	1回 あたり	施設に入所前30日以内または入所後7日以内に、ご利用者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定や診療方針決定を行った場合に加算されます。
入所前後訪問 指導加算 (II)	502円	1,004円	1,505円	1回 あたり	入所前後訪問指導加算(I)の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を行った場合に加算されます。同加算(I)(II)の重複算定はありません。
試行的退所時 指導加算	418円	836円	1,254円	月1回 限度	入所期間が1月を超えるご利用者が居宅に試行的に退所される場合、ご利用者及びご家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り加算されます。
退所時 情報提供加算	523円	1,045円	1,568円	退所時 1回限	ご利用者が退所し居宅で療養する場合、ご利用者の同意を得て退所後の主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。他の社会福祉施設等に入所する場合も同様に加算されます。
入退所前連携加算 (I)	627円	1,254円	1,881円	退所時 1回限	ご利用者が居宅に退所し居宅サービスを利用する場合、入所予定日前30日以内または入所後30日以内にご利用者の同意を得て、居宅介護支援事業者と退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、入所期間が1月を超え居宅に退所される際に、利用を希望する居宅介護支援事業者に対し診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携してサービス利用に関する調整を行った場合に、1回を限度として加算されます。
入退所前連携加算 (II)	418円	836円	1,254円	退所時 1回限	入所期間が1月を超え居宅に退所される際に、利用を希望する居宅介護支援事業者に対し診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携してサービス利用に関する調整を行った場合に、1回を限度として加算されます。
サービス提供 体制強化加算(I)	23円	46円	69円	1日 あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上である場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算(II)	19円	38円	57円	1日 あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上である場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円	19円	1日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が50%以上または常勤職員が75%以上または勤続7年以上の介護福祉士の割合が30%以上である場合に加算されます。
ターミナル加算(死亡日)	1,725円	3,449円	5,173円	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日に加算されます。
ターミナル加算(前日、前々日)	857円	1,714円	2,571円	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日の前日及び前々日に加算されます。
ターミナル加算(4～30日)	168円	335円	502円	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日から4日以上30日以内に加算されます。
ターミナル加算(31～45日)	84円	168円	251円	1日あたり	ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、多職種が協働してターミナルケアが行われている場合で、亡くなられた日から31日以上45日以内に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	126円	251円	377円	1日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し介護保健施設サービスを提供した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4円	7円	10円	1日あたり	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者が半数以上おり、認知症ケアに関する専門研修を修了した物の配置数を満たし、従業員に対して認知症ケアに関する技術的指導に係る会議を定期的開催している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円	9円	13円	1日あたり	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合に加算されます。
認知症ケア加算	80円	159円	239円	1日あたり	日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して認知症専門棟で介護保険施設サービスを提供した際に加算されます。
経口移行加算	30円	59円	88円	1日あたり	経管により食事摂取するご利用者様が、経口摂取を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として加算されます。
経口維持加算Ⅰ	418円	836円	1,254円	1月あたり	摂食障害を有し誤嚥が認められる方に対し多職種協働による摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し計画に従い栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅱ	105円	209円	314円	1月あたり	経口維持加算(Ⅰ)において行う、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	94円	188円	282円	1月あたり	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言・指導に基づき、ご利用者の口腔ケアマネジメント計画が作成され、口腔ケアを月2回以上行っている場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115円	230円	345円	1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたり必要な情報を活用している場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	209円	418円	627円	1回限	入所後に医療機関に入院し経管栄養が必要になる等入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の栄養食事指導に同席し再入所後の栄養管理を医療機関の管理栄養士と相談し行った際に加算されます。

訪問看護指示加算	314円	627円	941円	退所時 1回限	医師が訪問看護は必要であると認め、ご利用者の同意を得て訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
療養食加算	7円	13円	19円	1食 あたり	糖尿病食・腎臓病食等医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	209円	418円	627円	1日 あたり	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急で入所することが必要であると認めたご利用者様に対し、緊急で入所して施設サービスを行った場合に、7日を限度に加算されます。
認知症情報提供加算	366円	732円	1,098円	1回限	認知症の診断を受けていないが、認知症のおそれがあると医師が判断し、施設内での診察が困難であると判断された利用者様について、ご利用者又はご家族の同意を得て、他の機関に診療状況を記した文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。
地域連携診療計画情報提供加算	314円	627円	941円	1回限	医療機関を退院し入所したご利用者に対し、医療機関が地域連携診療計画に基づき作成した診療計画に基づきご利用者に対し治療等を行い、医療機関に対し診療情報を文書により提供した場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	36円	71円	107円	1日 あたり	施設がある一定の要件を満たした時、基本型の報酬に加算されます（在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	48円	96円	144円	1日 あたり	施設がある一定の要件を満たした時、強化型の報酬に加算されます（在宅復帰・在宅療養支援等指標70以上）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	105円	209円	314円	1回 限	入所後1月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性について合意を得ており、入所中に内服薬を変更した場合に退所時または退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	251円	502円	753円	1回 限	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）を算定しており、ご利用者の服薬情報を厚労省に提出し、処方にあたり必要な情報を活用している場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	105円	209円	314円	1回 限	かかりつけ医連携薬剤調整加算ⅠとⅡを算定しており、入所時に6種類以上の内服薬が処方されている場合に施設医師とかかりつけ医が共同して1種類以上の減薬をした場合に加算されます。
緊急時治療管理	542円	1,083円	1,624円	1日 あたり	ご利用者に緊急な医療が必要となり、施設において投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。（月に3日を限度）
所定疾患施設療養費Ⅰ	250円	500円	750円	1日 あたり	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎のご利用者に対し施設において投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。（月に7日を限度）
所定疾患施設療養費Ⅱ	502円	1,004円	1,505円	1日 あたり	医療機関等と連携して検査等を行い、肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎の診断に至った根拠に基づき、施設において投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。（月に10日を限度）
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に、1000分の39に相当する単位数を加算します。				
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に、1000分の21（実績により1000分の17）に相当する単位数を加算します。				
特定治療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定し、加算されます。				

○その他の日常生活費および特別なサービスの利用料（1日当たり）

費用	金額	内容の説明
日常生活費	基本セット：320円 特別セット：380円	日常生活に必要な身の回り品（ティッシュペーパー・おしぼり・おしり洗浄液・保湿ローション・口腔ケア用品など） ※特別セットは基本セットに加えて乳液・化粧水・ハンドクリーム・アフターシェーブローションが追加されています。
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する材料費
特別な療養室にかかる費用	2,200円(税込)	個室をご利用いただく際の費用（認知症専門棟を除く）
エンゼルケア料金	3,300円(税込)	施設で最期までお看取りさせていただいた際にかかる費用（化粧等）
文書料金	死亡診断書：5,500円(税込) 各種証明書：3,300円(税込) 簡易証明書：1,100円(税込)	各種文書の作成にかかる費用
予防接種費	実費	予防接種にかかる費用
私物洗濯代	実費	洗濯を利用された際の費用
理美容代	実費	理美容を利用された際にかかる費用